

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月14日

広島市長

提出者

住所 広島市南区堀越二丁目5番-22号

氏名 後藤建設株式会社

代表取締役 後藤 直親

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-282-5130

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	後藤建設株式会社
事業場の所在地	広島市南区堀越二丁目5番-22号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	年間売上高8億円
③従業員数	32名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙2の通り

別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（ 4 年度） 実績量
計画：今年度（ 5 年度） 計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	12.6	10									12.6	10			12.6	10				
紙くず																				
木くず																				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
紙さい																				
がれき類	2281.7	3000									2281.7	3000			2281.7	3000				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	2294.3	3010	0	0	0	0	0	0	0	0	2294.3	3010	0	0	2294.3	3010	0	0	0	0

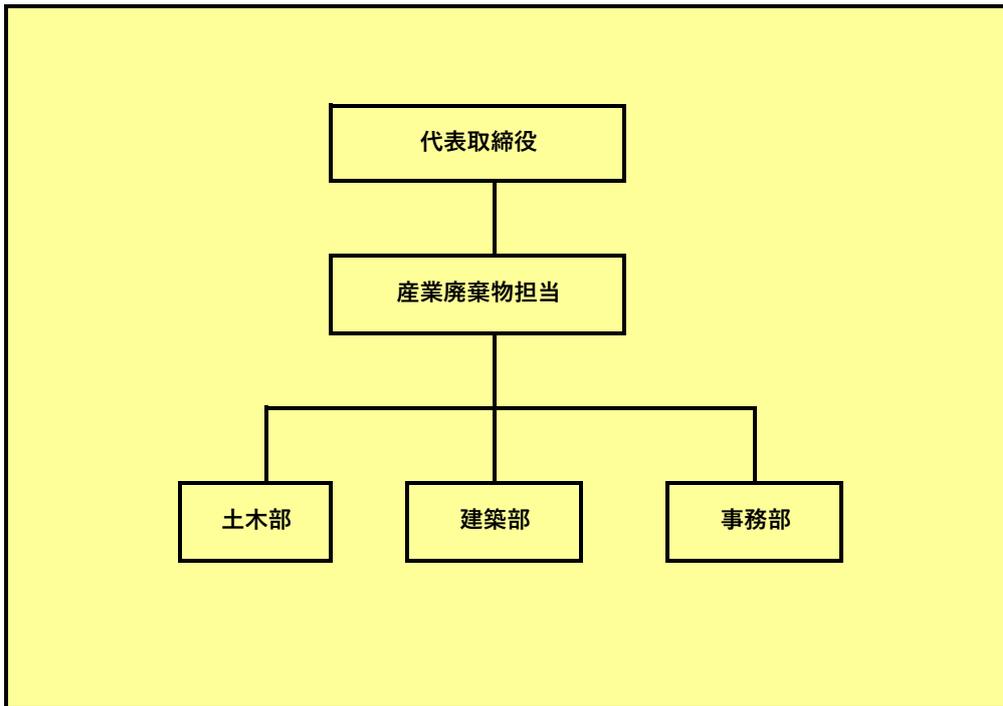
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成した
ものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>排出を抑制するために発注者との協議で事前に確認を行い個別に排出の抑制を実施する。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>現状実施事項を確実に実施する。</p>

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	建設リサイクル法に基づき個別分別を実施する。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	上記事項を確実に実施する。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
----------------------	---

<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>—</p>
------------------------------	----------

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>信頼できる再生処理業者・最終処分業者へ委託、マニフェスト等の帳票書類の保管・管理</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>上記事項を確実に実施する。</p>